

昭和四十三年通商産業省令第八十号

砂利採取業者の登録等に関する規則

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第四条第二項、第八条第三項、第十四条第一項および第十五条第二項の規定に基づき、ならびに同法を実施するため、砂利採取業者の登録等に関する規則を次のように制定する。

（用語）

第一条 この規則において使用する用語は、砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（登録の申請）

第二条 法第四条第一項の規定により法第三条の登録の申請をしようとする者は、砂利採取業を行おうとする場合に於ては当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に様式第一による申請書を提出しなければならない。

2 法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 前項の登録を受けようとする者（以下本項において「申請者」という。）が法第六条第一項第一号から第五号まで及び第七号に該当しない者であることを誓約する書面
- 二 事務所に置く業務主任者が業務主任者試験に合格した者又は法第六条第一項第六号の規定による認定を受けた者であることを証する書面
- 三 事務所に置く業務主任者が法第六条第一項第一号から第四号までに該当しない者であることを誓約する書面
- 四 事務所に置く業務主任者が申請者又はその従業員（申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員を含む。）であることを証する書面及び当該業務主任者の住民票（都道府県知事が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十五第一項の規定により、当該業務主任者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報を利用することができないときに限る。）

五 申請者が法人である場合は、その法人の登記事項証明書

六 申請者（申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員）及び事務所に置く業務主任者の生年月日を証する書面

第三条 削除

（承継の届出）

第四条 法第八条第二項の規定により砂利採取業者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第三による届書を提出しなければならない。

2 前項の届書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 法第八条第一項の規定により砂利採取業者の事業の全部を譲り受けて砂利採取業者の地位を承継した者に於ては、様式第四の二による書面及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面
- 二 法第八条第一項の規定により砂利採取業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものに於ては、様式第五による書面及び戸籍謄本
- 三 法第八条第一項の規定により砂利採取業者の地位を承継した相続人以外のものにあつては、様式第六による書面及び戸籍謄本
- 四 法第八条第一項の規定により合併により砂利採取業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書
- 五 法第八条第一項の規定により分割により砂利採取業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書
- 六 承継者が法第六条第一項第一号から第五号まで及び第七号に該当しないことを誓約する書面
- 七 承継者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員）の生年月日を証する書面

（登録事項の変更の届出）

第五条 法第九条第一項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第七による届書を法第三条の登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の届出をする場合において、当該届出に係る変更が法人の業務を行う役員に係るものであるときは、それらの者が法第六条第一項第一号から第四号までに該当しないことを誓約する書面及び第二条第二項第六号（当該変更に係るものに限る。）に掲げる書面、当該変更が業務主任者の変更または事務所の新設に係るものであるときは、同項第二号から第四号まで及び第六号（当該変更に係るものに限る。）に掲げる書類を添付しなければならない。

（廃止の届出）

第六条 法第十条の規定により砂利採取業の廃止の届出をしようとする者は、様式第八による届書を法第三条の登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

（業務主任者の職務）

第七条 法第十四条第一項の経済産業省令で定める業務主任者の職務は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 採取計画の作成及び変更を参画すること。
- 二 砂利採取場において、認可採取計画に従つて砂利の採取が行われるよう監督すること。
- 三 砂利の採取に従事する者に対する砂利の採取に伴う災害の防止に関する教育の計画の立案、実施又はその監督を行うこと。
- 四 法第三十二条の帳簿の記載及び法第三十三条の報告について監督すること。
- 五 砂利の採取に伴う災害が発生した場合に、その原因を調査し、及びその対策を講ずること。

（業務主任者試験）

第八条 法第十五条第二項の規定による業務主任者試験は、毎年少なくとも一回実施するものとし、当該業務主任者試験を施行する場所および期日ならびに受験願書の提出期限は、あらかじめ都道府県の公報で公告しなければならない。

(試験科目等)
 第九条 業務主任者試験は、筆記による試験とし、その試験科目は、次に掲げる事項とする。

- 一 砂利の採取に関する法令
- 二 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木および河川工学に関する事項を含む。）
 （受験手続）

第十条 業務主任者試験を受けようとする者は、様式第九による受験願書に写真（縦六センチメートル、横四センチメートルのものであつて、出願前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

(合格証)

第十一条 都道府県知事は、業務主任者試験に合格した者に対し、様式第十一による合格証を交付するものとする。

(認定の申請)

第十二条 法第六条第一項第六号ロの規定による認定を受けようとする者は、様式第十二による申請書に次の各号に掲げる書類を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 砂利の採取に従事した期間を記載した書面及びこれを証する書面並びにその期間において砂利の採取に伴う災害を生じさせたことがないことを疎明する書面
- 二 都道府県知事が行う砂利の採取に伴う災害の防止に関する講習を受けた場合にあつては、それを修了したことを証する書面
- 三 履歴書（様式第十によるもの）
- 四 写真（縦六センチメートル、横四センチメートルのものであつて、申請前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

(認定証)

第十三条 都道府県知事は、法第六条第一項第六号ロの規定による認定をしたときは、様式第十三による認定証を交付するものとする。

(合格証等の再交付の手続)

第十四条 第十一条の合格証又は前条の認定証を汚し、損じ、又は失つてその再交付を受けようとする者は、様式第十四による申請書に写真（縦六センチメートル、横四センチメートルのものであつて、申請前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付して当該合格証又は認定証の交付をした都道府県知事に提出しなければならない。

(鉱業権者との協議)

第十五条 採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）第九条及び第十四条から第二十一条までの規定は、法第三十条第二項において準用する採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十四条第二項及び第三項の規定による決定の申請及び意見の聴取に準用する。この場合において、採石法施行規則第十六条中「法第三十八条」とあるのは、「砂利採取法第三十条第三項」とする。

2 鉱業法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第二号）第四十九条から第五十六条までの規定は、法第三十条第三項において準用する鉱業法第二百六条から第三百三十二条までの規定による意見の聴取に準用する。

第十六条 削除

(条例等に係る適用除外)

第十七条 第二条第一項、第五条第一項、第六条及び第八条（法第十五条第二項の規定による業務主任者試験のうち、公告に係る部分に限る。）の規定は、都道府県の条例、規則その他の定め別に別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

附 則

この省令は、法の施行の日（昭和四十三年八月二十九日）から施行する。ただし、第八条から第十三条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月三〇日通商産業省令第六六号）

(施行期日)

この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附 則（平成七年三月二八日通商産業省令第二四号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、平成七年九月三十日までの間は、これを使用することができる。

附 則（平成九年四月九日通商産業省令第八〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号） 抄

第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年三月一五日通商産業省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年二月二五日通商産業省令第二〇号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年一月二十九日通商産業省令第三七〇号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成二十三年三月二十九日経済産業省令第九九号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二十七年三月四日経済産業省令第一四号)

この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附 則 (平成二十二年二月二日経済産業省令第六号)

この省令は、平成二十一年二月二日から施行する。

附 則 (平成二十四年一月二日経済産業省令第二号)

この省令は、鉱業法の一部を改正する等の法律の施行の日(平成二十四年一月二十一日)から施行する。

附 則 (平成二十七年一月十七日経済産業省令第七三号)

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十七年十二月二十六日)から施行する。

附 則 (令和元年七月一日経済産業省令第一七号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和二年二月二十八日経済産業省令第九二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和五年六月九日経済産業省令第三二号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、令和五年六月九日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による写真の提出については、これらの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和六年六月二十八日経済産業省令第三八号)

この省令は、公布の日から施行する。

様式第1 (平7通産令24・平11通産令15・平12通産令20・平27経産令73・令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

収入証紙はり付け欄 (消印を押しては) ならない	砂利採取業者登録申請書	×整理番号	
		×審査結果	
		×受理年月日	年月日
		×登録番号	
		年 月 日	
殿			
		住所 (ふりがな) 氏名又は名称及び法人 にあつてはその代表者 (ふりがな) の氏名	
砂利採取法第3条の登録を受けたいので、同法第4条第1項の規定により次のとおり申請します。			
1 事務所の名称及びその所在地			
2 その事務所に置く砂利採取業務主任者の氏名 (ふりがな)			
3 法人にあつては、その業務を行う役員の氏名 (ふりがな)			

(表)

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は、記載しないこと。

様式第3 (平7通産令24・平11通産令15・平12通産令20・平27経産令73・令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

砂利採取業承継届書	×整理番号	
	×受理年月日	年 月 日
年 月 日		
殿		
住所 <small>(ふりがな)</small> 氏名又は名称及び法人 にあつてはその代表者 <small>(ふりがな)</small> の氏名		
砂利採取法第8条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。		
承継の原因		
被承継者に関する事項	<small>(ふりがな)</small> 氏名又は名称	
	法人にあつてはその代表者 <small>(ふりがな)</small> の氏名	
	住所	
	法第3条の登録を受けた年月日及び登録番号	
	事務所の名称及び所在地	
	業務主任者の <small>(ふりがな)</small> 氏名	
承継者に関する事項	登録年月日及び登録番号	
	事務所の名称及び所在地	
	業務主任者の <small>(ふりがな)</small> 氏名	

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は、記載しないこと。

様式第4の2〔第4条〕（平9通産令80・追加、平11通産令15・平27経産令73・令元経産令17・
令2経産令92・一部改正）

砂利採取業者事業譲渡証明書	×整理番号	
	×受理年月日	年 月 日

年 月 日

殿

譲り渡した者 (ふりがな) 氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所

譲り受けた者 (ふりがな) 氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所

次のとおり砂利採取業者の事業の全部の譲渡しがありましたことを証明し
ます。

- 1 譲り渡した者の登録年月日及び登録番号
- 2 譲渡しの年月日

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は、記載しないこと。

様式第5 (平7通産令24・平11通産令15・平27経産令73・令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

砂利採取業者相続同意証明書 殿 住 所 <small>(ふりがな)</small> 証明者氏名 次のとおり砂利採取業者について相続がありましたことを証明します。	× 整理番号	
	× 受理年月日	年 月 日
	年 月 日	
1 被相続人 <small>(ふりがな)</small> の氏名及び住所		
2 登録の年月日		
3 登 録 番 号		
4 砂利採取業者の地位を承継するものとして選定された者 <small>(ふりがな)</small> の氏名及び住所		
5 相続開始の年月日		

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 証明者氏名(ふりがな)の項は、砂利採取業者の地位を承継するものとして選定された者以外の相続人全員が記名すること。

様式第6 (平7通産令24・平11通産令15・平27経産令73・令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

砂利採取業者相続証明書	×整理番号
	×受理年月日 年 月 日
殿	年 月 日
住所 (ふりがな) 証明者氏名	
次のとおり砂利採取業者について相続がありましたことを証明します。	
1 被相続人の氏名及び住所 (ふりがな)	
2 登録年月日	
3 登録番号	
4 砂利採取業者の地位を承継した者の氏名及び住所 (ふりがな)	
5 相続開始の年月日	

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ×印の項は、記載しないこと。
 3 証明者は、二人以上とすること。

様式第6の2 (平13経産令99・追加、平27経産令73・令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

砂利採取業者事業承継証明書

年 月 日

殿

被承継者 名称及び代表者の氏名^(ふりがな)
住所
承継者 名称及び代表者の氏名^(ふりがな)
住所

次のとおり分割により砂利採取業者の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

- 1 被承継者の登録年月日及び登録番号
- 2 承継の年月日

(備考) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は、記載しないこと。

様式第7 (平7通産令24・平11通産令15・平27経産令73・令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

登録事項変更届書		×整理番号
		×受理年月日 年 月 日
殿		年 月 日
		住所
		氏名又は名称及び法人 にあつてはその代表者 の氏名
		登録番号
砂利採取法第9条第1項の規定により次のとおり届け出ます。		
1 変更事項の内容		
従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容	
2 変更の年月日		
3 変更の理由		

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 法人の業務を行う役員若しくは業務主任者の変更又は事務所の新設に係る変更であるときは、当該役員又は業務主任者の氏名にふりがなを付すこと。

様式第8 (平7通産令24・平11通産令15・令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

砂利採取業廃止届書 殿 住所 氏名又は名称及び法人 にあつてはその代表者 の氏名 砂利採取法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。 1 登録の年月日及び登録番号 2 事業を廃止した年月日 3 事業を廃止した理由	<table border="1"> <tr> <td>×整理番号</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>×受理年月日</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>	×整理番号	年	月	日	×受理年月日	年	月	日
×整理番号	年	月	日						
×受理年月日	年	月	日						

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。

様式第9 (平7通産令24・平11通産令15・平12通産令20・令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

収入証紙はり付け欄 (消印を押しては) ならない	受 験 願 書	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
		× 試 験 の 結 果	
			年 月 日
殿			
氏 名			
砂利採取業務主任者試験を受けたいので、砂利採取業者の登録等に関する規則第10条の規定により、申請します。			
住 所			
氏名及び生年月日			

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は、記載しないこと。

様式第10(第12条関係) (平7通産令24・平11通産令15・平12通産令20・平12通産令370・令元
経産令17・令2 経産令92・一部改正)

履 歴 書	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
学 歴	
職 歴	
賞 罰	

上記のとおり相違ありません。
年 月 日
氏 名

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 職歴には、砂利採取業に関するものを特に詳細に記載すること。

様式第11 (平7通産令24・平12通産令20・令元経産令17・一部改正)

砂利採取業務主任者試験合格証	
第 号	
	氏 名
	生年月日
砂利採取法第15条第1項に基づく砂利採取業務主任者試験に合格したことを証する。	
年 月 日	
都道府県知事	㊟

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第12 (平7通産令24・平11通産令15・令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

収入証紙は り付け欄 (消印を押 してはな らない)	砂利採取業務主任者認定申請書	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
		× 認定の結果	
		× 認定年月日	年 月 日

年 月 日

殿

住 所

氏 名

砂利採取業務主任者としての知識及び技能の認定を受けたいので、砂利採取業者の登録等に関する規則第12条の規定により、申請します。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は、記載しないこと。

様式第13 (平7通産令24・平12通産令20・平27経産令73・令元経産令17・一部改正)

砂利採取業務主任者認定証	
第 号	
	氏 名
	生年月日
砂利採取法第6条第1項第6号ロの規定に基づき、砂利採取業務主任者としての知識及び技能を有するものと認定する。	
年 月 日	
都道府県知事	㊟

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第14 (平7通産令24・平11通産令15・平12通産令20・令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

再 交 付 申 請 書	× 整 理 番 号	
	× 受 理 年 月 日	年 月 日
	× 再 交 付 年 月 日	年 月 日
年 月 日		
殿		
住 所		
氏 名		
<p>砂利採取業務主任者合格証・認定証の再交付を受けたいので、砂利採取業者の登録等に関する規則第14条の規定により、申請します。</p>		
生 年 月 日		
理 由		

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ×印の項は、記載しないこと。
 3 「合格証・認定証」は、いずれか一方を消すこと。